官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○高知空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一三）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四六

告示

○国土交通省告示第十三号

高知空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　高知空港　高知県南国市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十四年国土交通省告示第九百五号を参照。）

イ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百四十一万千七百十平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局高知空港事務所において縦覧に供する。